

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

目 次

◇選管告示

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区におけるポスター掲示の開始の日

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日

選挙管理委員会の招集

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

昭和六十一年七月六日執行予定の衆議院議員総選挙鳥取県選挙区に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（

昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和六十一年六月二十日。ただし、年齢については、同年七月六日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和六十一年六月二十日

三 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月二十一日及び同月二十二日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和六十一年七月六日執行予定の衆議院議員総選挙鳥取県選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和六十一年六月二十一日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和六十一年七月六日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定め、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 登録資格の決定の基準となる日

昭和六十一年六月十七日。ただし、年齢については、同年七月六日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和六十一年六月十七日

三 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十八日及び同月十九日

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和六十一年七月六日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和六十一年六月十八日と定め、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和六十一年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十一年六月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十一年六月十六日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙について